

第 7 6 回国民体育大会 競技用具整備基本方針

第 7 6 回国民体育大会（以下「大会」という。）の競技運営に要する器具・用具（以下「競技用具」という。）については、競技運営に万全を期するとともに、本県スポーツの普及・推進に資するため、次の方針に基づき計画的に整備する。

- 1 競技用具の整備にあたっては、「第 7 6 回国民体育大会 県及び会場地市町の業務分担・経費負担基本方針」及び「同細目」並びに別に定める「競技用具整備計画」に基づくものとする。
- 2 競技用具の整備にあたっては、県と会場地市町が十分協議するとともに、県競技団体、公益財団法人日本体育協会、中央競技団体等と連携のうえ、推進するものとする。
- 3 競技用具は、県及び会場地市町等が現有するものをできる限り活用することとし、現有の競技用具で不足するものについては、借用又は購入するものとする。
- 4 競技用具の整備にあたって、特に配慮が必要なものについては別に定める。
- 5 購入する競技用具の保管並びに大会後の転用及び処分については、県及び会場地市町がそれぞれの責任において行うものとする。